

## ～相談事例～

こんな時、どうするの？ 建設業者の事務所の書類は産業廃棄物？



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

当社は主に建物の建設を請け負い建築している会社で、同時に解体も実施しています。産業廃棄物の種類で、紙くず、木くず、繊維くずは、業種が限られており、建設業に係るものは産業廃棄物と理解していますが、当社は建設業に該当しますので、事務所から出た紙くずも産業廃棄物と理解していいでしょうか。事務所の紙類などの廃棄物（不要になった設計図、契約書等）は、建築物の新築や改築をするために利用したものであり、広い意味では工作物の新築、改築、除去に伴うものに該当しませんか。

(回答 1)

確かに、紙くず、木くず、繊維くずは、業種が限定されており、その業種に建設業が入っておきます。しかし、そのあとに括弧書きがありまして、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限ると明記されています。確かに御指摘のような考え方も成立するかもしれません、括弧書きの内容は、御指摘のとおり広い意味では含まれるかも知れませんが、現場で発生したものを想定しておりますので、事務所で発生した紙類の廃棄物は括弧書きに該当しません。従いまして、産業廃棄物に該当しませんので、一般廃棄物になります。

### 廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。（10月30日現在、11件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）  
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

### －組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところでありますが、10月31日現在、正会員194社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016